

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応致します。

＜医療 DX 推進体制整備加算の算定＞

初診時に月 1 回に限り 8 点を算定致します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

備前市国民健康保険市立備前病院 病院長